

令和2年10月16日

各位

新型コロナウイルス感染症の影響を受けたお客様に対する
「融資条件変更手数料」の免除期間の延長について

このたびの新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

株式会社東和銀行（頭取 江原洋）は、このたびの新型コロナウイルス感染症により直接的または間接的に影響を受けた事業者さま、個人のお客さまに対し、「融資条件変更手数料」の免除を実施しておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化している現状を踏まえて、免除期間を延長いたしますのでお知らせいたします。

なお、当行は新型コロナウイルス感染症に関する「融資相談窓口」を設置しており、今後も資金繰り支援等を含めたご相談に適切かつ迅速に対応してまいります。

記

項目	内容	
対象者	新型コロナウイルス感染症により直接的または間接的に影響を受けた法人および個人のお客さま	
対象となる 融資条件変更手数料	(事業性融資) 11,000円(税込)	(住宅ローン・消費性ローン) 5,500円(税込)
実施期間(延長後)	令和3年3月31日(水)お申込み分まで	

以上